

令和 6 年度製造の有料指定ごみ袋等の変更内容について

■趣旨及び目的

1. バイオマスプラスチック含有による CO₂削減の推進

令和 4 年 3 月に環境省より「バイオマスプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン」が示され、また本市においてもゼロカーボンシティ宣言を謳っており、CO₂削減を強く推進していることから、有料指定ごみ袋にバイオマスプラスチックを含有させ、CO₂を削減。

※バイオマスプラスチック 10%含有の場合は、13.07 t-CO₂

バイオマスプラスチック 25%含有の場合は、32.66 t-CO₂

2. 経費抑制を目的とした再生原料及び含有化合物の変更

バイオマスプラスチックの導入により経費が増加することから、再生原料及び含有化合物の変更することにより経費を抑制。

3. ごみ袋の色及びデザインの変更

上記 2 の含有化合物変更に伴うごみ袋の色の変更及び記載内容の明瞭化を目的としたデザインの変更。

4. 各種識別マークの表示

バイオマスプラスチック 10%以上、再生原料 25%以上含有によるバイオマスマーク及びエコマークの取得及び印字による環境配慮に関する明示。

【バイオスマーク】



【エコマーク】



■経費比較

・ 令和 5 年度製造委託契約額との対比

バイオマスプラスチック 10%含有 → 令和 5 年度製造委託契約額と同程度

バイオマスプラスチック 25%含有 → 約 8,000 千円の増（15%の増）